

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第 2 号

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正す
る規則

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正
する。

第 4 条第 2 項中「第 5 条及び第 11 条から第 15 条まで（第 12 条第
7 項及び第 10 項を除く。）」を「第 3 章」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）